

事業所ベース・レジストリ データベースパイロット構築・検証事業

質問/意見	頁	項目名	意見/質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答	
1	意見	12	(3) 事業所に係るデータの提案および提供【提案案件】	利用データの要件として「件数:50万店以上(※経済センサス(平成26年)飲食店が91711点の網羅率80%以上)」が示されています。この点について、件数の要件緩和についてご検討ください。	昨今のコロナウイルス感染症の影響で、平成26年当時と比べて飲食店の店舗数が減少していることから、要件で示された件数を満たす二次情報が無い可能性が高いため、(複数のデータソース提供元を調査しましたが、50万件以上を確保できる社がありませんでした。)	ご意見を踏まえ調達仕様書(案)を修正いたします。
2	意見	12	(3) 事業所に係るデータの提案および提供	利用データについて成果物としてデジタル庁へ納入すること、「契約期間中は受注者により維持すること」という要件について、もう少し詳細な要件を明記してください。 また、データ更新の要否(1回の購入で、役務期間中のデータ更新は不要か。必要場合は何回購入すればよいか。) ・購入するデータは1種類でいいのか。それとも複数データを購入する必要があるのか。	データ購入コストに直接的な影響があり、提案書によって応札価格にバラつきが生じるため、調達の公平性を高めるために、可能な限り細かい指定をお願いします。	ご意見を踏まえ調達仕様書(案)を修正いたします。
3	質問	13	(4) 開発	「単体テスト仕様書」の作成が要件となっていますが、テストコードの納品でも問題ないでしょうか。 アジャイル開発では、テストファーストの考えに基づいて、テストを書いてからコーディングするという進め方が一般的です。については、開発後に単体テスト仕様書(テストコンディション)を作成する、という流れになりません。そのため、テストコードの納品をもって、単体テスト仕様書の代替としたいと考えています。 また、単体テスト仕様書は、旧来型のウォーターフォール開発における成果物となるため、本件のように試行錯誤を重ねる中で精度を高めていくタイプのプロジェクトでは重要度が低いと考えています。		テストコードと説明資料(テストフレームワーク概要や実行方法、命名ルール等)をもって単体テスト仕様書の代替としていただいても問題ございません。記載精度はプロジェクトを推進しながら相談の上、決定させていただきます。
4	質問	5	(3) データアナライザ	変換のルールに関する運用について教えてください。 変換が汎用的である場合、ルール記述言語のような想定を置く必要があり、技術的に検討課題となると考えています。 例) 入力データαにおけるデータ項目Aと入力データβにおけるデータ項目Bが一致した場合 といったルールになると想定されますが、本ルールの記載について、汎用的な機能は必要でしょうか。それとも、具体的なプログラムにそのルールを埋め込む形で実現する想定でしょうか。		いずれも想定しております。パイロット事業の特性や運用性・費用対効果、オープン性等を加味し最適な方法をご提案ください。
5	質問	4	4. 整備するデータ及びシステム概要	「ISMAP認証を受けたガバメントクラウド上での構築を想定している」とあるが、ガバメントクラウドとの契約主体及びクラウド利用料の支払いに関する想定について、具体的に明記いただきたい。 ・費用が契約、発注したガバメントクラウド上に運用環境を構築するという ことで良いか。 ・費用にてクラウド利用料を直接お支払いいただくという ことで良いか。また、クラウド利用料については入札金額の範囲外ということ で良いか。		デジタル庁が契約、発注したガバメントクラウド上での運用環境構築を予定しております。クラウド利用料については入札金額の範囲外となる予定です。確定事項を踏まえ、調達仕様書(案)を修正いたします。
6	質問	-	-	運用環境とは異なる環境として、受注者による開発・検証を目的とした環境を同一契約上のガバメントクラウドに構築しても問題ないでしょうか。難しい場合、受注者にて開発・検証用の環境を構築するための契約が必要となります。		デジタル庁が契約、発注したガバメントクラウド上で開発・検証を目的とした環境を構築いただく予定です。確定事項を踏まえ、調達仕様書(案)を修正いたします。
7	質問	13	(6) 運用環境構築	本業務内で構築する運用環境について、特定の拠点と専用線で接続するといった要件はないと考えてよい か。 上記要件がある場合、その費用負担は発注者側で負担いただける ことでしょうか。		本業務内で構築する運用環境において、特定の拠点と専用線で接続する費用を委託事業者にて負担することは想定しておりません。
8	質問	3	(1) データ収集	「ただしテスト等の結果、上記を経由することで期待するパフォーマンスを得られない場合は、中継の有無についても検討すること。」とありますが、検討した内容は本案件の対応範囲に含まれるでしょうか。それとも申し送り事項として別対応の扱いで宜しいでしょうか。		中継を実施しない場合は申し送り事項となります。
9	質問	9	5.3. 関連調達と本調達のマイルストーン	図表 4 全体マイルストーン(案) / 図表 5: スケジュール表(想定)において、要件定義工程が記載されていますが、本案件に要件定義工程は含まれるのでしょうか。		御理解のとおりです。
10	質問	19	5.7. 作業内容(14) 情報システム稼働環境要件	行政事業所Uの稼働環境要件として記載されていないOS(パソコン: ChromeOS、スマートフォン: iOSなど)からのアクセスは想定していないと判断してよいでしょうか。		御理解のとおりです。
11	質問	20	6. 納品成果物表7: 成果物一覧	連番2の質問と関連しますが、本案件に要件定義工程が含まれる場合、成果物には「要件定義書」の記載がありませんでした。「要件定義書」は納品対象外で宜しいでしょうか。		要件定義書は納品対象となります。その旨明確になるよう、調達仕様書(案)を修正いたします。
12	意見	22	8.3. その他の特記事項	閲覧資料の目録を別添資料として公開いただけないでしょうか。	事前に目録を確認し、閲覧資料の構成、概要等を把握し、必要に応じて、効率よく短時間、少人数で閲覧することが可能となるためです。	閲覧資料については以下を予定しています。 ・調達案件名「事業所ベース・レジストリ 公開サイトパイロット構築・検証事業」における情報等について ・調達案件名「事業所ベース・レジストリ パイロット構築・検証事業」に係る工程管理支援業務」における情報等について
13	意見	6	2. 事業所データベース	冒頭の本調達の背景及び目的にて「本調達では、事業所ベース・レジストリ運用システムの初期データベース構築と目指すべき「ワンズオンリー」の姿を明確にするための検証・実装を目的としたものである。」とされており、初期データベースの構築を目的とされておりますが、各省庁のレコードが「テスト」された場合、この事業所データベースの内容が漏洩化(情報の鮮度)してしまふ、事業所DBと各省庁が持つDBの内容で齟齬が発生する等の懸念があると考えます。	これを防ぐために下記のような要素について提案致します。 ア) 4. 1)パイロットデータコンバータに記載の(3) データアナライザでは人格・拠点データの分離と紐付けを行うと共にそれに伴う新規のボタンにも対応できるように稼働させ、ルールエンジン等により柔軟な改変が可能な仕様が必要。 イ) 作成するDBの内容として、各省庁(参照元情報)のKeyだけを寄せ集めたレコードを作成し、関係性だけを保管する。項目数の制限に柔軟な形式とできる仕様が必要。 ウ) 情報参照時には、上記イ)を参照し、各省庁へアクセスし最新のデータを取寄せする。 エ) イ)で作成したレコードの状態が正しいものかどうか定期的にチェックする機構としてルールエンジン等を設け、関係性レコードの品質低下を防ぐ(ISO80000の遵守)。 オ) (上記ア)~エ)は事業所データベースを作成した場合、書き換えデータの妥当性に問題があった際の追跡に必須と考えます。4. 6)セルデータベースの項目がそれを意図されていると考えますが、作業記録のみとも読める為。 ご提案の要素について記載いたしました。別添「システムの概要」に該当するイメージ図を添付させていただきますので、ご検討ください。	ご意見を踏まえ調達仕様書(案)を修正いたします。
14	意見	7	4.5 DBバッチ	全件CSV作成バッチや差分CSV作成バッチが機能名又は処理名となっていますが、システムでの実現方法を併用名称ではなく、全件CSV作成機能や差分CSV作成処理などが適切と考えますが、いかがでしょうか。	システムでの実現方法としてバッチだけではなく、オンライン処理やインメモリでの分散処理なども活用することで、システムのコストの低減および処理性能に寄与できるため。	ご意見を踏まえ調達仕様書(案)を修正いたします。
15	意見	15	(1) 実証 ① データ品質	データ品質の評価項目に適合スコアリング、紐付けスコアリングおよびルールの評価を加えてはいいでしょうか。	データの適合および紐付けは、対象となるデータの特性を踏まえたスコアリング、またルールでのスコアリングの結果のみでなく、再現性、検証可能性やスコアリングの重み付けが重要となるため。	今後のシステム改善の際の参考とさせていただきます。
16	意見	11ページ	情報セキュリティ要件(案)	「3.4. クラウドサービスの利用における情報セキュリティの確保」については、「応れを希望する請負者は、クラウドサービスにおける情報セキュリティの確保として、以下を含む情報セキュリティ対策を実施すること。」として(1)乃至(14)の各条件を規定しているものですが、一部はクラウドサービスのものにおける対策として応れを希望する請負者から情報を得る趣旨の要件になっていると思われ、調達仕様書では「ISMAP認証を受けたガバメントクラウド上での構築を想定」としているところ、以下についてはISMAP監査を通じてあるいはガバメントクラウド調達を通じて政府として評価を終えている事項であり、応れを希望する請負者から重複して対策情報を得ること合理性が無いと思われるため、削除をする。あるいはガバメントクラウドを利用してシステム構築を行う請負者側に対策を求める事項として要求内容を再整理してはどうかと考えます。 (6) クラウドサービスに係る業務の一部がクラウドサービス事業者以外の事業者により外部委託されている場合は、当該クラウドサービス事業者以外の事業者に対し「XX. 再委託に関する事項」の措置を講ずること。 ガバメントクラウド調達における調達仕様書の「別紙1 基本事項及びマネージメントサービスの技術要件詳細」(以下、別紙1という。)の基本事項13として「当該クラウドサービスを自ら設計、開発及び提供していること。」との要件を定義し、そのような要件に基づきクラウドサービス提供事業者が選定されているもの。	調達仕様書では「ISMAP認証を受けたガバメントクラウド上での構築を想定」としているところ、ISMAP監査を通じてあるいはガバメントクラウド調達を通じて政府として評価を終えている事項であり、応れを希望する請負者から重複して対策情報を得ること合理性が無いと思われるため。	ご意見を踏まえ情報セキュリティ要件(案)を修正いたします。

質問/意見	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
意見	情報セキュリティ要件(案) 11ページ	3.4. クラウドサービスの利用における情報セキュリティの確保(7)	<p>「3.4. クラウドサービスの利用における情報セキュリティの確保」については、「応れを希望する請負者は、クラウドサービスにおける情報セキュリティの確保として、以下を含む情報セキュリティ対策を実施すること。」として(1)乃至(14)の各要件を規定しているものですが、一部はクラウドサービスそのものにおける対策について応れを希望する請負者から情報を得る趣旨の要件になっていると思われる。調達仕様書では「ISMAP認証を受けたガバメントクラウド上での構築を想定」としているところ、以下についてはISMAP監査を通じてあるいはガバメントクラウド調達を通じて政府として評価を終えている事項であり、応れを希望する請負者から重複して対策情報を得ることに合理性が無いと思われるため、削除をする。あるいはガバメントクラウドを利用してシステム構築を行う請負者側に対策を求める事項として要求内容を再整理してはどうかと考えます。</p> <p>(7) クラウドサービスにおける脆弱性対策の実施内容を主元が確認できること。</p> <p>クラウドサービスそのものにおける対策については、別紙1の基本事項48乃至50としてISMAP等への対応を求めるとともに、別紙1の18セキュリティ機能として各種サービス機能の提供を求め、そのような要件に基づきクラウドサービス提供事業者が選定されているもの、システム構築を行う請負者の実施事項として対策を要求する趣旨であれば、「クラウドサービスを利用して構築する本システムにおける脆弱性対策の実施内容を主元が確認できること」といった表記にすべきと考えます。</p>	<p>調達仕様書では「ISMAP認証を受けたガバメントクラウド上での構築を想定」としているところ、ISMAP監査を通じてあるいはガバメントクラウド調達を通じて政府として評価を終えている事項であり、応れを希望する請負者から重複して対策情報を得ることに合理性が無いと思われるため。</p>	ご意見を踏まえ情報セキュリティ要件(案)を修正いたします。
意見	情報セキュリティ要件(案) 11ページ	3.4. クラウドサービスの利用における情報セキュリティの確保(8)	<p>「3.4. クラウドサービスの利用における情報セキュリティの確保」については、「応れを希望する請負者は、クラウドサービスにおける情報セキュリティの確保として、以下を含む情報セキュリティ対策を実施すること。」として(1)乃至(14)の各要件を規定しているものですが、一部はクラウドサービスそのものにおける対策について応れを希望する請負者から情報を得る趣旨の要件になっていると思われる。調達仕様書では「ISMAP認証を受けたガバメントクラウド上での構築を想定」としているところ、以下についてはISMAP監査を通じてあるいはガバメントクラウド調達を通じて政府として評価を終えている事項であり、応れを希望する請負者から重複して対策情報を得ることに合理性が無いと思われるため、削除をする。あるいはガバメントクラウドを利用してシステム構築を行う請負者側に対策を求める事項として要求内容を再整理してはどうかと考えます。</p> <p>(8) クラウドサービスの可用性を確保するための十分な冗長性、障害時の円滑な代替等の対策が講じられていること。また、クラウドサービスに障害が発生した場合の復旧時点目標(RPO)等の指標を提示すること。また、デジタル庁の災害発生時対応マニュアルに準じた複数の地域に設置するなどの災害対策が講じられていること。</p> <p>クラウドサービスそのものにおける対策については、別紙1の基本事項7として「国内に設置された複数のデータセンター(ゾーン)を構成し、冗長化を確保すること。」等の要件を定義し、そのような要件に基づきクラウドサービス提供事業者が選定されているもの、システム構築を行う請負者の実施事項として対策を要求する趣旨であれば、「クラウドサービスを利用して構築する本システムの可用性を確保するための十分な冗長性、障害時の円滑な代替等の対策を講じること」といった表記にすべきと考えます。</p>	<p>調達仕様書では「ISMAP認証を受けたガバメントクラウド上での構築を想定」としているところ、ISMAP監査を通じてあるいはガバメントクラウド調達を通じて政府として評価を終えている事項であり、応れを希望する請負者から重複して対策情報を得ることに合理性が無いと思われるため。</p>	ご意見を踏まえ情報セキュリティ要件(案)を修正いたします。
意見	情報セキュリティ要件(案) 11ページ	3.4. クラウドサービスの利用における情報セキュリティの確保(10)	<p>「3.4. クラウドサービスの利用における情報セキュリティの確保」については、「応れを希望する請負者は、クラウドサービスにおける情報セキュリティの確保として、以下を含む情報セキュリティ対策を実施すること。」として(1)乃至(14)の各要件を規定しているものですが、一部はクラウドサービスそのものにおける対策について応れを希望する請負者から情報を得る趣旨の要件になっていると思われる。調達仕様書では「ISMAP認証を受けたガバメントクラウド上での構築を想定」としているところ、以下についてはISMAP監査を通じてあるいはガバメントクラウド調達を通じて政府として評価を終えている事項であり、応れを希望する請負者から重複して対策情報を得ることに合理性が無いと思われるため、削除をする。あるいはガバメントクラウドを利用してシステム構築を行う請負者側に対策を求める事項として要求内容を再整理してはどうかと考えます。</p> <p>(10) クラウドサービスの利用者が、自らの意思によりクラウドサービス上で取り扱う情報を確実に抹消できること。</p> <p>クラウドサービスそのものにおける対策については、別紙1の基本事項24として「利用者は全てのマネージドサービスを数回のクリック又はAPIの呼び出しで利用、又は停止できること。」との要件を定義し、そのような要件に基づきクラウドサービス提供事業者が選定されているもの、システム構築を行う請負者の実施事項として対策を要求する趣旨であれば、例えば、(9)を編集して「クラウドサービス上で取り扱う情報について、機密性及び完全性を確保するためのアクセス制御、暗号化及び暗号鍵の保護並びに管理を確実にし、また必要な場合に確実に抹消すること。」といった表記に改める等の整理が合理的と考えます。</p>	<p>調達仕様書では「ISMAP認証を受けたガバメントクラウド上での構築を想定」としているところ、ISMAP監査を通じてあるいはガバメントクラウド調達を通じて政府として評価を終えている事項であり、応れを希望する請負者から重複して対策情報を得ることに合理性が無いと思われるため。</p>	ご意見を参考にさせていただきます。
意見	情報セキュリティ要件(案) 11ページ	3.4. クラウドサービスの利用における情報セキュリティの確保(11)	<p>「3.4. クラウドサービスの利用における情報セキュリティの確保」については、「応れを希望する請負者は、クラウドサービスにおける情報セキュリティの確保として、以下を含む情報セキュリティ対策を実施すること。」として(1)乃至(14)の各要件を規定しているものですが、一部はクラウドサービスそのものにおける対策について応れを希望する請負者から情報を得る趣旨の要件になっていると思われる。調達仕様書では「ISMAP認証を受けたガバメントクラウド上での構築を想定」としているところ、以下についてはISMAP監査を通じてあるいはガバメントクラウド調達を通じて政府として評価を終えている事項であり、応れを希望する請負者から重複して対策情報を得ることに合理性が無いと思われるため、削除をする。あるいはガバメントクラウドを利用してシステム構築を行う請負者側に対策を求める事項として要求内容を再整理してはどうかと考えます。</p> <p>(11) 本業務において、クラウドサービスに係る情報について、業務開始時に開示項目や範囲を明記した資料を提出すること。</p> <p>ガバメントクラウドの調達時に、別紙1の各要件に従い、クラウドサービス提供事業者から多くの開示項目や範囲をお示ししているもの、システム構築を行う請負者の実施事項として対策を要求する趣旨であれば、何を付加的に求めるものであるか明確にすべきと考えます。</p>	<p>調達仕様書では「ISMAP認証を受けたガバメントクラウド上での構築を想定」としているところ、ISMAP監査を通じてあるいはガバメントクラウド調達を通じて政府として評価を終えている事項であり、応れを希望する請負者から重複して対策情報を得ることに合理性が無いと思われるため。</p>	ご意見を踏まえ情報セキュリティ要件(案)を修正いたします。
意見	情報セキュリティ要件(案) 11ページ	3.4. クラウドサービスの利用における情報セキュリティの確保(13)	<p>「3.4. クラウドサービスの利用における情報セキュリティの確保」については、「応れを希望する請負者は、クラウドサービスにおける情報セキュリティの確保として、以下を含む情報セキュリティ対策を実施すること。」として(1)乃至(14)の各要件を規定しているものですが、一部はクラウドサービスそのものにおける対策について応れを希望する請負者から情報を得る趣旨の要件になっていると思われる。調達仕様書では「ISMAP認証を受けたガバメントクラウド上での構築を想定」としているところ、以下についてはISMAP監査を通じてあるいはガバメントクラウド調達を通じて政府として評価を終えている事項であり、応れを希望する請負者から重複して対策情報を得ることに合理性が無いと思われるため、削除をする。あるいはガバメントクラウドを利用してシステム構築を行う請負者側に対策を求める事項として要求内容を再整理してはどうかと考えます。</p> <p>(13) ISO/IEC27001又はそれに基づく認証を取得しているクラウドサービスを採用すること。また、当該認証の証明書等の写しを提出すること。及び(14) クラウドサービスの情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。</p> <p>① ISO/IEC27017又はISMSクラウドセキュリティ認証制度に基づく認証 ② セキュリティに係る内部統制の保証報告書(SOC報告書(Service Organization Control Report)) ③ 情報セキュリティ監査により対策の有効性が適切であることを証明する報告書(クラウド情報セキュリティ監査制度に基づくCSマークが付されたCS 証明書等)</p> <p>クラウドサービスそのものにおける対策については、別紙1の基本事項48乃至50としてISMAPほか、ISO/IEC27017等への対応を求め、そのような要件に基づきクラウドサービス提供事業者が選定されているもの、また、ガバメントクラウドの契約主はデジタル庁であり、システム構築を行う請負者の実施事項としてあえてこれら証明書等の写しを求める合理性も無いと考えます。</p>	<p>調達仕様書では「ISMAP認証を受けたガバメントクラウド上での構築を想定」としているところ、ISMAP監査を通じてあるいはガバメントクラウド調達を通じて政府として評価を終えている事項であり、応れを希望する請負者から重複して対策情報を得ることに合理性が無いと思われるため。</p>	ご意見を踏まえ情報セキュリティ要件(案)を修正いたします。
質問	情報セキュリティ要件(案) 11ページ	3.4. クラウドサービスの利用における情報セキュリティの確保(10)	暗号鍵による暗号化消去(NIST SP800-88)も紹介されている方法を想定されていますでしょうか。	-	ご指摘の方法も含め検討させていただきます。
意見	情報セキュリティ要件(案) 8ページ	3. 情報システムの構成要素別の情報セキュリティ対策 3.2. ウェブサーバの導入・運用における情報セキュリティの確保	3.11に記載の下記文言を、3.2の要件にも追加することをご提案いたします。 ＜修正案＞ ウェブサーバの導入、運用においても、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。	アプリケーションプログラムの作成フェーズだけではなく、ウェブサーバの導入、運用フェーズにおいても、攻撃者によって不正プログラムが設置される恐れがあるため、3.1だけではなく3.2にも同様の記載追加を提案いたします。	今後のシステム改修の際の参考とさせていただきます。

質問／意見	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	回答
24	意見	情報セキュリティ要件(案) 10ページ	3. 情報システムの構成要素別の情報セキュリティ対策 3.4. クラウドサービスの利用における情報セキュリティの確保 3.4以下に要件追加をご提案いたします。 ・各クラウドベンダーが提供しているクラウドサービスを複合的に利用する環境において、クラウドサービスのベストプラクティスやコンプライアンスに準拠しないサービスの設定不備を定期的可視化し、修復手順の提示や自動修復が可能な対策を一元的に講じることを。	昨今ニュース等でもクラウドサービスの設定不備による情報セキュリティ事故が報じられております。デジタル庁様が扱うデータも秘密性の高いものであり、そういった意図しない設定不備を防止する要件の追加をご提案いたします。	ご意見を踏まえ調達仕様書(案)を修正いたします。
25	意見	2	膨大な量の行政データ、民間データを組み合わせることから、突合せするデータについて分析し、最終的なデータ項目/構造を事前に検討すべきであると考えます。データクレンジングを実施するにあたり、事前にデータ分析の上、データ構造等についてデジタル庁様と検討することを要件としてはいかがでしょうか。 もしくは調査研究等を行った検討結果等があれば、仕様書等に記載いただきたいと思います。	最終的な利活用方法を見据え、データ項目/構造等を踏まえたクレンジングを行わないと、今後官民の各種システムと連携させる際に、大規模なデータ改修等が必要になる可能性が高いと考えるため。	ご意見を踏まえ調達仕様書(案)を修正いたします。
26	意見	3	4.1.①パイロットデータコンバータ 行政データホルダから収集するデータ(例:法人情報、商業・登記情報、労働保険情報等)のうち、利用が確定しているデータは参考資料として明示いただけませんか。	データ構造、データ形式、フォーマット、文字コード等の詳細情報は明示いただいた方が精緻な見積りができると考えられます。	ご意見を踏まえ調達仕様書(案)を修正いたします。
27	質問	3	4.1.①パイロットデータコンバータ 行政データホルダ(データ保有者)に対し、本パイロット事業に向けてデータを提供いただく調整は貴庁にて実施いただくことで間違いないでしょうか		御理解のとおりです。
28	質問	3	4.1(1) データコネクタ データへのアクセス方式として、gBisCONNECTなし、デジタル連携基盤を経由されることを想定されておりますが、必要に応じて公開されているAPI仕様書以外のドキュメント類を閲覧させていただくことは可能でしょうか。		閲覧資料としてご提供できるよう検討させていただきます。
29	質問	4	4.1(2) データバース 特定パターンの正規化において想定しているパターンやIMコンポーネントツールが対応できないデータについては、不整合がある状態で保存することを想定されていますでしょうか。		御理解のとおりです。
30	質問	7	4.4 ④ 事業所UI 実証UIはガバメントクラウド上に構築し、LGWANから接続可能なものとする、とあるが、LGWANへの接続基盤はデジタル庁様にて用意いただける認識でよろしいでしょうか。 またLGWANへの接続にあたり、実証UIをLGWAN-ASPとして登録する場合、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)との調整も、受託の範囲に含まれますでしょうか。		LGWANへの接続につきましては、意見招請も踏まえ再検討させていただきます。確定事項を踏まえ、調達仕様書(案)を修正いたします。
31	質問	9	表3 調達案件ごとの調達方式および実施時期(案) 先行する公開サイトの調達の受託事業者と各種調整が必要になると認識しておりますが、各種調整事項はデジタル庁様にて実施いただけるものとして整理してよろしいでしょうか。 また先行事業の受託事業者との責任分界点を仕様書に記載いただけませんか。		公開サイト調達の受託事業者と各種調整はデジタル庁にて実施いたします。
32	質問	9	表3 調達案件ごとの調達方式および実施時期(案) 事業所ベースレジストリ/パイロットシステム機能拡張・運用・検証事業(仮称)は、表3では一括調達に見えますが、図表の4、4のように調達分離される認識でよろしいでしょうか。		御理解のとおりです。表3は記載誤りのため調達仕様書(案)を修正いたします。
33	質問	9	5.3 関連調達と本調達のマイルストーン 本パイロットシステムは、どの程度の期間運用を想定していますでしょうか？令和5年3月までの運用期間(その後は再構築等を行う)と想定なのか、更に長期間利用を継続する想定なのか、どちらでしょうか？		現在検討中となります。
34	質問	12	(3) 事業所に係るデータの提案および提供 ・業種:飲食店 ・エリア:全国 ・データ項目:名称、住所、電話番号、緯度・経度 ・件数:50万店以上(※経済センサス(平成26年)飲食店619,711店の網羅率80%以上)		データは受注者にて準備となります。また、準備方法に特に指定はございません。
35	質問	15	5.7(11) 実証 データのクレンジングや突合せを行った結果、その結果の正当性は貴庁にて実施いただく方針で問題ございませんでしょうか？ データホルダに確認いただいたり、確認のための様式や画面、ファイル出力等は考慮しなくて問題ないでしょうか？		御理解のとおりです。
36	意見	15	5.7(11) 実証 事業所データは常に設立/移転/廃止等が行われ、日々メンテナンスが発生するものと理解しています。事業所のライブラリを起点に、データホルダとベースレジストリのデータメンテナンスの同期や、情報伝送ルートを確認することもパイロット検証の一部とされれば問題ないでしょうか？	パイロットシステムの検証観点として、左記観点は必要であると考えるため	今後のシステム改善の際の参考とさせていただきます。
37	質問	23	9.2 契約不適合責任 「(4)(1)から(3)の請求に当たっては、受注者が本契約に不適合な成果物を引渡した場合において、デジタル庁がその不適合を知ったときから1年以内に、受注者に対して不適合の内容を通知するものとする。」とありますが、従前の民法どおり不適合責任は「検収から1年」にすることと変更することは可能でしょうか。		変更はできません。
38	質問	24	10.2 受注実績 中央省庁・地方公共団体・民間事業者における事業所データを含むシステム開発の実績及びデータクレンジングの実績について、データクレンジングの実績は中央省庁、地方公共団体、民間事業者のいずれかの実績でもよいという理解でよろしいでしょうか。		御理解のとおりです。
39	意見	4	4. 整備するデータ及びシステム概要 4.1.①パイロットコンバータ (2)データバース 各コンポーネントをデジタル庁様からご提供いただけるものと記載がございますが、インテグレーションへの対応やクラウド環境での動作対応のための改修など、受託者での作業後に判断した不具合への対応責任は受託者に帰せられるという理解でよいでしょうか。権利や瑕疵担保責任について明記いただけますようお願いいたします。	デジタル庁から提供されるコンポーネントについて、責任分界点や瑕疵担保に関する範囲が明確でない点と見積積算ができないため。	ご意見を踏まえ調達仕様書(案)を修正いたします。
40	意見	7	4. 整備するデータ及びシステム概要 4.4. 行政事業所UI (2)事業所情報編集UI 自治体・省庁の職員様が個別にデータの登録や修正を行う場合、同じデータに対して異なる操作がなされる可能性があるため、定期的なデータベースのメンテナンスが必要だと想定されます。また、データベースから更新情報が連携されてくることも想定されます。マスターデータのメンテナンスにおける役割分担について明記頂くようお願いいたします。	マスターデータメンテナンスを本調達のスコープとするかどうか工数に影響するため。	ご意見を踏まえ調達仕様書(案)を修正いたします。
41	意見	9	5. 作業内容 5.3. 関連調達と本調達のマイルストーン 本仕様書案のマイルストーンにはガバメントクラウドへの移行に関する記載がないため、本調達において移行を想定している場合、ご記載頂きますようお願いいたします。	本調達において、ガバメントクラウドへの移行がスコープとなる場合、工数に影響するため。	ご意見を踏まえ調達仕様書(案)を修正いたします。
42	意見	9	5. 作業内容 5.3. 関連調達と本調達のマイルストーン 本仕様書案にデータ評価との記載がございますが、その作業詳細について、明記頂きますようお願いいたします。	仕様書のスケジュール表(想定)には、データ評価という項目がある一方、仕様書内で作業概要や詳細について言及されておらず、作業内容に関して不明であるため、ご対応頂きますと幸いです。	ご意見を踏まえ調達仕様書(案)を修正いたします。
43	意見	12	5. 作業内容 5.7. 作業内容 (3) 事業所に係るデータの提案および提供 受注者が手配するデータに関して、データソースの信頼性や、コンプライアンス(個人情報保護観点)等について、要件又は評価軸を設けることはいかがでしょうか。	クレンジングなどの手段で他社のデータを無断で取得した場合、オープンデータとして開示する許諾が得られていない、などの問題が発生する可能性があるため。	ご意見を参考にさせていただきます。
44	質問	12	5. 作業内容 5.7. 作業内容 (3) 事業所に係るデータの提案および提供 弊社からデジタル庁へデータを納品する場合、データの著作権をデジタル庁様に譲渡する必要があるのか、または応札者に留保されるのか、ご教示頂きますと幸いです。		仕様書10.1.(2)の記載のとおり、著作権はデジタル庁へ譲渡されます。
45	意見	13	5. 作業内容 5.7. 作業内容 (7) 公開API接続先変更にもともなう対応 2022年10月に予定されているAPIの接続先の変更に伴うシステム/サイト改修における責任分界点について明記頂きますようお願いいたします。 例) 公開APIの接続先変更は公開サイト事業者、疎通テストは本調達の請負事業者にて責任をもって実施すること等	公開APIの接続先変更に伴う各種対応(システム改修及びテストリリース)の役割分担によって見積もる工数に影響するため。	ご意見を踏まえ調達仕様書(案)を修正いたします。